

判決年月日	平成 2 0 年 1 1 月 2 6 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 2 0 年（行ケ）第 1 0 1 8 5 号		
○ 「腕時計」の意匠について引用意匠と類似するとした審決が取り消された事例			

（関連条文） 意匠法 3 条 1 項 3 号

原告は、意匠に係る物品を「腕時計」とする意匠（本願意匠）について意匠登録出願をしたが、拒絶査定を受けたので、これに対し不服の審判請求をしたところ、特許庁は、「本件審判の請求は、成り立たない」との審決をした。そこで、原告がこの審決に対して取消訴訟を提起したのが、本件である。

本件の争点は、本願意匠が、内国雑誌所載の腕時計の意匠（引用意匠）と類似するか、である。

本判決は、「本願意匠は、ベルト連結部の取付部に 2 つのリブ（うね模様）が設けられていること、ガラス押さえ略円形リング状部の外周縁部の厚み部全面に縦スリット模様が施されている上、上面部の 8 個の固定ネジ部の各ネジは、内側に六角形状の凹部を設けた円筒状ネジとし、各々外側に開口した U 字状の取付け孔部を施して取り付けられていること、竜頭は略円筒状とし、周面にスリットが施され、上下の押しボタン部は長形状とし、それぞれに切り込みが施され、上部押しボタン部の上方と下部押しボタン部の下方にネジが設けられていること、上側ガード部と下側ガード部から突出するように、それぞれ押しボタン部が設けられ、ガード部の押しボタン部が配置される領域が前面側に盛り上がるように形成され、該盛り上がり部分と周囲部との間は傾斜面状とされたこと、以上の具体的態様によって、全体として凹凸の多い立体的な印象を看者に抱かせるものということができる。これに対し、引用意匠は、ベルト連結部の取付部が平面状であること、ガラス押さえ略円形リング状部の外周縁部の厚み部に模様が施されていない上、上面部の 8 個の固定ネジ部の各ネジは中に 1 本の溝のある六角形のネジとし、リング状部上面に埋め込むように略面一状に取り付けられていること、竜頭は略六角柱状とし、周面にスリットはなく、上下の押しボタン部は円筒状で切り込みはなく、竜頭及び上下の押しボタン以外に付加的なネジは設けられていないこと、上側ガード部と下側ガード部が各中間位置において切り欠かれた部分を有し、該切欠部分にそれぞれ押しボタン部が設けられている上、ガード部は前面が平面状とされていること、以上の具体的態様によって、全体としてすっきりとした平坦な印象を看者に抱かせるものということができる。」、「さらに、本願意匠と引用意匠とでは、時計の正面にあって最も目立つ部分である時計本体部主文字盤について、本願意匠は、大きな目盛表示を先尖りの太い線で表示し、大きい目盛表示の間に細い目盛線を表示するとともに、目盛表示部内側の円形領域に格子縞模様を施し、その格子縞の地の部分を透かし状に形成し、内部機構部が透けて見えるようにしたのに対し、引用意匠は、大きな目盛表示をアラビア数字で表示し

ているが、大きい目盛表示の間の細い目盛線はなく、目盛表示部背後も含めた主文字盤の全体領域に矩形体突出模様の図柄を施した点で、異なっている。」、「そうすると、本願意匠と引用意匠は、...その全体的な印象は大きく異なるというべきである。そして、その差異は、...共通点...を凌ぐものというべきであって、本願意匠と引用意匠が類似すると認めることはできない。」と判示して、審決を取り消した。